

* DPC(Diagnosis Procedure Combination) 診断群別定額支払制度

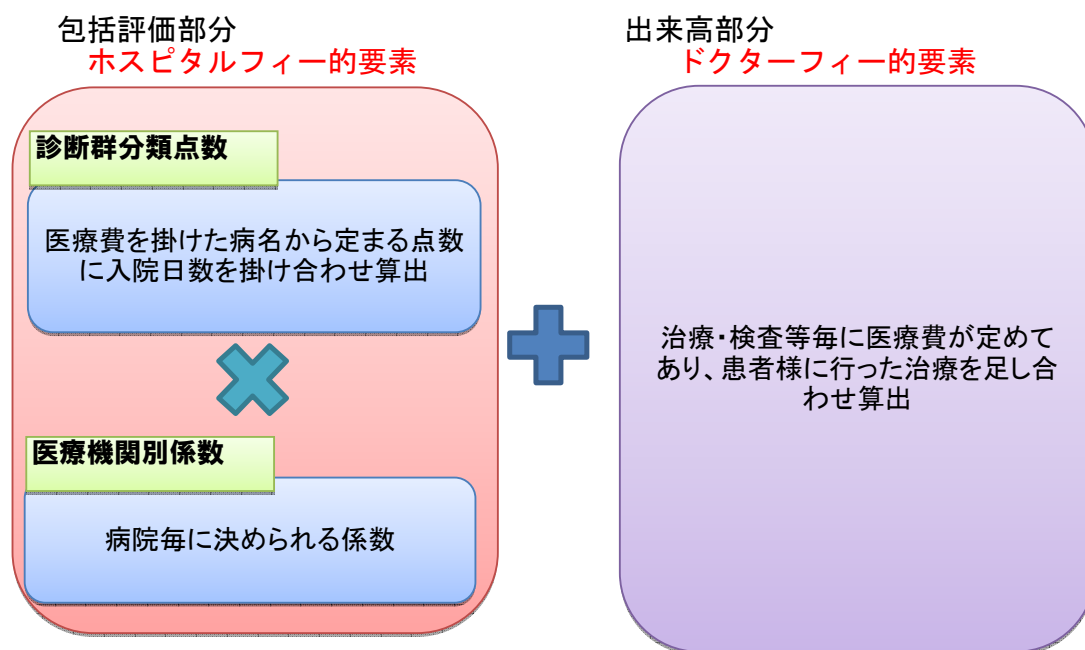
医療費の定額支払い制度とは、これまでの出来高払い制度が「治療にどれだけの費用が掛かったか」で治療費が決まっていたが、それとは対照的な制度で、患者様が「何の病気であったか(診断群分類)」によって治療費が決まる制度です。

<計算方法>

診断群分類ごとの1日あたりの点数 ×
医療機関別係数 × 入院日数

と DPC包括範囲外の出来高評価点数
を足したものが・・・診療報酬(治療費)になります。

診療報酬 = 包括評価部分 + 出来高部分



包括評価の範囲

ホスピタルフィー的要素

入院基本料、検査（内視鏡等の技術料を除く）、画像診断（選択的動脈造影カテーテル手技、画像診断管理加算を除く）、投薬、注射、1000点未満の処置料、
・麻酔の部で算定する薬剤・特定保険医療材料以外の薬剤・材料料等

出来高評価の範囲

ドクターフィー的要素

指導管理料、特定集中治療室管理料、手術料、麻酔料、1000点以上の処置料
（人工透析、腹膜灌流等）、心臓カテーテル法による検査、内視鏡検査、診断
検体採取、無菌性剤処理料、術中迅速病理組織標本作製・病理診断、病理学的
検査判断、選択的動脈造影カテーテル手技、画像診断管理加算、放射線治療、
リハビリテーション、精神科専門療法等、手術・麻酔の部で算定する薬剤・特
保険医療材料